

報告事項 No. 3 資料

資料 1

令和5年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱の一部改正について

1 改正理由

新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と認定されたことにより、すべての適性検査を受検できなかった志願者を対象として、特例による検査を実施するため、標記要綱の一部改正を行うもの

2 改正内容

新 旧 対 照 表	
改正後	改正前
4 検査方法 (1) 附属中学校の校長は、作文を含む適性検査及を行う。 (2) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。 (3) 障害等のある志願者の検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。 (4) <u>新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者となったことにより、全ての適性検査を受検できなかった志願者を対象として特例による検査を実施する。なお、特例による検査に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</u>	4 検査方法 (1) 附属中学校の校長は、作文を含む適性検査及を行う。 (2) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。 (3) 障害等のある志願者の検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。